

特別縁故者と被相続人の意思

— 最近の審判例から —

丸 山 茂
(本法律研究科教授)

目次

- 一 はじめに
- 二 特別縁故者の制度趣旨としての「被相続人の意思」
- 三 判断構造——「相当性」と「特別縁故者」ならびに「被相続人の意思」
- 四 東京家庭裁判所平成28年5月30日審判
- 五 特別縁故者の認定における「被相続人の意思」と相当性

一 はじめに

平成28年7月に出された「民法等の改正に関する中間試案」の第5では、相続人がいた場合であっても、相続人以外の者の貢献を考慮するための方策として、無償の貢献または有償の場合も含めて被相続人の財産の維持又は増加について特別の寄与をしたものは、相続開始後、相続人に対して金銭の請求をすることができるとの案が出されている。

中間試案第5甲案では請求者を親族2親等と限定しているように、相続人ではないが被相続人の財産を承継させるにふさわしい家族的関係にある人物を相続人以外に承継者として付け加え、それを請求権として構成するものであり、乙案の無償性の貢献のみを取り上げる考えも家族内の無償性の行為を念頭に置いて請求権を認めているものと思われる。

もちろんこれは実務で問題となっていた相続人の配偶者の寄与を念頭に置いたものであることは間違いがないが、判例では相続人の配偶者を

履行補助者として相続人の寄与に含ませるとの判断がなされている。この判断では配偶者の寄与は、それ自体に権利性はなく夫である相続人に従属するものとしてとらえられており、これに対して今回の改正案では配偶自身の「権利性」を明確にした点に改正の意義が認められるということになる。

他方で、もし寄与に権利性があるとすれば、相続を契機としなくとも生前にもその権利を行使できるとするのが率直であろうから、改正案が相続開始後に権利行使できるとするのは一貫性がないともいえ、相続開始後に権利が生まれるというのは相続権との近似性を含んだあいまいな権利であるということになる。

とりわけ無償性の行為を相続開始時に権利として位置づけるのは、無償性の支配する家族関係の相続を契機とする権利化という点で相続的性質を持ってないとは言えない。

このような相続による無償性の権利なのか有償的対価的権利なのかがあいまいである承継制度は特別縁故者にもみられる。むしろ特別縁故者は、相続人の不存在の場合に被相続人と一定の関係があったものに相続財産を分与するというもので、相続でないことは明らかであるが、他方では死者の遺産を分与するのであるから相続人の付加とも言えなくもない。それゆえ特別縁故者制度の制定時には、特別縁故者という装いのもとに戦前の選定相続人を復活させるものだとの批判が根強かったことは周知の事実である。

本稿では、このような相続人ではないけれども相続的承継が認められる問題が今回の改正により考慮されていることを機縁としながら、同様の性質を持つ特別縁故者の問題を取り上げ、とくに承継の判断において「被相続人の意思」の役割を検証しようとするものである。

二 特別縁故者の制度趣旨としての「被相続人の意思」

特別縁故者制度の意味について、加藤一郎は、相続人がいないときには遺言の普及を図るべきだとの意見もあるが、遺言はそれほど普及していないし、遺言をするつもりでも急死することもあるので、相続人を狭く限定しつつ他方で被相続人と特別の縁故があるものに相続財産を取得させるみちがあれば都合がよいとの考えを示していた（ジュリスト 251 号，1962・6・1，52 頁）。

特別縁故者制度を遺言の不在を補充する制度として理解する態度は、戦前の臨時法制審議会による「民法相続編中改正の要綱」にもすでに示されていた。改正要綱第 13 の 3 項は「相続人欠乏ノ場合ニ於ケル相続財産ノ管理人ハ、家事審判所ノ許可ヲ得、前戸主ノ扶助ニ依リ生計ヲ維持シタル者、其他前戸主ト特別ノ縁故アリタル者又ハ社寺等ニ對シ、国庫ニ帰属スベキ相続財産中ヨリ相当ノ贈与ヲ為スコトヲ得ルモノトスルコト。」としていた。この改正要綱の趣旨について、穂積重遠は「僅少の財産を国庫に没入するよりもそれらの所縁に贈与した方が、個人の遺志にもかなひ其の財産の効用も發揮されるであろう。」（穂積重遠『相続法 第三分冊』，岩波書店，557 頁）と述べている。

立法当時の学説も、遺言法の補充処分としての特別縁故者への分与という理解を示している（山主政幸「民法の一部改正について」法律時報 34 卷 7 号，14 頁）。

立法担当者は、法務委員会で坪野委員の「特別の縁故者等があれば、被相続人が死亡の際におそらく遺言その他で贈与したであろうと推定

されるような関係を含む……規定に理解すべきじゃないか」との質問に対して、「もし被相続人が生存しておいたならば、財産を分けてやったであろうという関係があればいいわけでありまして……」（平賀政府委員）と答えている（山主政幸「民法改正資料——主として法務委員会議録から論点を集録・整理したもの——」日本法学第 28 卷 5 号，202 頁）。

このように特別縁故者制度の趣旨は、相続人が不存在の場合に、遺言の不存在、遺言の厳格な要式性のもたらす無効化リスクを補充し、相続財産を国庫に帰属させる前に被相続人の意思を付度して一定の要件のもとに被相続人と関係のあったものに財産を分与することにあると考えられていたということができる。

三 判断構造——「相当性」と「特別縁故者」ならびに「被相続人の意思」

1 民法第 958 条の 3

特別縁故者に当たるかどうかの判断基準として、相続人不存在の場合に「相当な場合には」として相当性の要件を求め、特別縁故者の例示として「生計を同じくしていた者」「被相続人の療養看護に努めた者」をあげ、さらに「その他被相続人と特別な縁故があった者」に被相続人の財産を清算した後に、その全部又は一部を与えることができるとしている。前二者は、抽象的な規定である「その他被相続人と特別な縁故があった者」の例示であると考えられる。

この条文の規定から想起される判断の手順は、まずは特別な縁故にあるかどうかを判断した後に、さらに縁故者とされたものに相続財産を分与するのが相当かどうかの判断を加えるという順序であるというように理解されよう。

2 特別縁故者の類型化

それでは、「その他被相続人と特別な縁故があった者」という抽象的な規定、あるいは一般条項（山主政幸，前掲法律時報 34 卷 7 号 14 頁）に当てはまるかどうかを、「生計を同じくして

いた者」「被相続人の療養看護に努めた者」という例示を参照しながらどのようなものが特別縁故者に当たるかについて類型化が試みられている。

沼部愛一・藤島武雄「特別縁故者に対する相続財産の処分をめぐる諸問題」判例タ 155号、昭和39年、67頁）では、(一) 相続権者に近い類型——内縁の妻・事実上の養子・死亡した養子の連れ子などであり、これらは生計を同じくしていた者の具体例と考えられている。(二) 衡平の観点から認める類型—被相続人を扶養していた者、被相続人の療養看護に特別の尽力をしたものがあげられ、これは療養看護に努めた者そのものである。(三) 被相続人の意思を推測して認めるもの—実際に遺言はなされていないが、被相続人の意思を推測すれば遺贈の配慮をしたであろう者。

高梨公之「相続法の改正と相続範囲の近代化」(日本法学 28 巻第 5 号、6682 頁以下) は、特別縁故者として個別的に問題とされたものを検討している。その (一) は、内縁の配偶者であり、高梨はこれを相続人に準ずるものとする立法者の説明に異を唱え、内縁の配偶者を相続人にしないのであれば、この者が財産を分与されるのは「ただ生計共同者であるそのことによって、遺贈の意思を推定し、遺産を分け与えるので充分であった」としている。高梨によれば、民法が特別縁故者について規定する例示は、被相続人の遺贈意思の例示であるととらえているようである。

(二) 内縁の養子・事実上の養子は、同居を根拠として特別縁故者として認められるのであり、身分関係の予定があったということではないとする。

(三) 一親等の姻族、例に挙げられているのはなくなった息子の嫁、妻の連れ子、養子縁組前の養子の子どもである。高梨は、これらの者に相続財産の分与が認められるのは、姻族一親等という身分関係ではなく生計をともしていることを前提としていていると考えている。身分関

係によるとすると、準相続人を作り出し、一種選定相続人的なものを認めることになり、近代相続法の趨勢に反するというのである。(四) 要式を欠く遺言で遺産をもらうことになっていた者。高梨は、口頭で遺言をした場合であれば、死因贈与の意思を探求すべきであり、方式を欠いた場合には、遺贈意思の補充としての財産分与を考えることにならうとする。

特別縁故者への財産分与が、被相続人の遺贈意思の補充として認められるというのであり、あくまでも相続関係に準じる点から導かれると考えるべきでないとする。

(五) は、孤独の老人の場合で、これは本来遺言によるべきものであり、法人をも特別縁故者とすることに意味があるが、ここでも新たに相続人に準じるものを作り出してはいけないうとして、特別縁故者は身分的關係によって認められるのではなく共同生活的關係から導かれるとしなければならないと説く。

3 「相当性」と意思の関係

沼辺・藤島の提唱する類型、また高梨のいう問題となる事例は、基本的に条文に則した「生計を同じくしていた者」あるいは高梨のいう「共同生活的關係」として考慮される事例である。療養看護について前者は類型として別項目としてあげているが、高梨にとっては療養看護をしたものは問題なく特別縁故者と考えているためか、問題事例としてはあげられていない。

ここで着目すべきは、沼辺・藤島は「被相続人の意思を推測して認められるもの」といい高梨は「被相続人の遺贈意思の補充としての遺産分け」と称して、被相続人の意思をもとに特別縁故者であるかどうかを判断できるとしている点である。

被相続人に分与の意思がある場合、もしくは意思が推測される場合には、特別縁故者とされるのかどうかは、「生計を同じくしていた者」「療養看護に努めた者」のように具体的な例として条文にはあげられていないが、「その他被

相続人と特別の縁故があった者」という抽象的規定に直ちにあてはまるが故に、特別縁故者であることが認められるということなのであろうか。

立法時の法務委員会では次のような議論がなされている。井川委員の「客観的には特別の縁故であるとは思えないけれども、お前にこれは死んだときにやるのだという、法律上の遺言の形式の備わらない遺言のあった場合には、その者をやはり特別縁故者と認めるかどうか」という質問に対して、政府委員の平賀健太は「財産をやるといったかどうか、そのことだけで特別縁故といえるかどうか、これはちょっと疑問ではないか」と答えている。また平賀は、関係性だけで判断することは出来ないのであって、「やはりこれにやるのがふさわしい者」という抽象的な要件がどうしても加わってくると答えている。

このことからすると、被相続人の誰かに与えるという意味はその者が特別縁故者であることを「その他特別の縁故があった者」として一応は推認させるが、実際に分与させるかどうかは「これにやるのがふさわしい」かどうかという相当性の抽象的判断が加わってくるということになるのであろう。

一般の基本書では、相続人の不存在や特別縁故者の問題の重要性が低いと考えられているのか特別縁故者の記述に紙面を割かれはしないが、おおむね相当性の判断と特別縁故者性の判断はとりたてて分けて考えられていないようである(二宮周平『家族法 第四判』2013年、新世社、309頁。有地亨『家族法概論 新版』法律文化社、2003年、454頁など)。有地は「申立人と被相続人との共同生活、協力、寄与、扶養、などの密接な関係があって、被相続人が申立人に遺贈などを推測せしめるような実質的、具体的関係があることが必要」とし、それに限られるとしている。

これはおそらく特別縁故者の規定が「相当と認めるときは」および「その他被相続人と特別

の縁故があった者」という二重の抽象的要件(一般条項)からなっており、その判断は家庭裁判所の裁量に委ねられているせいであろう。

こうみれば、相当性の判断もその他特別の縁故があった者という判断も、一つの具体的事例を前にした総合的な裁量的判断の結果として認められるかどうかということになるであろうが、この点に関して筆者が弁護士として扱った興味深い審判例があるので、その紹介を兼ねて特別縁故者規定の性質、構造を再考することにした。

四 東京家庭裁判所平成28年5月30日審判

1 事実関係

本審判例の事実関係は、裁判所が取捨選択する事実以前の、申立人の陳述書ならびに菩提寺僧侶の陳述書によって主張された事実を知ることが出来るので、それを明らかにし、審判の事実判断を浮き彫りにすることが出来る。

少し長くなるが引用することにする。

(1) 申立人Xの陳述書

「私、特別縁故者申立人Xは、以下の事情によって自分が被相続人Aの特別縁故者であることを申し述べ、財産の分与をお願いしたいと思います。

一 Aの養母と考えられた祖母甲の生い立ち
私が、母である故Bから生前聞いた話では、Bの母で私の祖母甲は自分の弟の子どもで甥の被相続人を幼い頃に養子に取ったということでした。母Bも、また被相続人のAもお互いに姉弟であることに、生前一切の疑問を差し挟むことなく過ごしてきました。

祖母の甲は、高崎市にある館間屋の主人の妾で、本妻に疎ましく思われ、泣く泣く群馬を離れ東京に上京しました。

はっきりした時期は分かりませんが、大正の始めの頃だと思います。

東京に来てからは、髪結いとして生計を立

て暮らすようになり、その頃、乙と知り合い、大正4年に丙を産みました。乙もまた、妻のある身だったようで、所帯を持つことは出来ませんでした。乙は、丙を認知したために、丙は、乙に引取られ育てられました。その後は乙家の人々との交流はありませんでした。

のちに、甲はBの父にあたる男性と出会い、昭和2年にCを出産、昭和6年にはBを出産しましたが、認知されず、女手ひとつで2人の子を育てることになりました。晩年のとても穏やかな祖母からは想像もつかない、波乱万丈な人生を歩んできた女性だったようです。

二 被相続人の生い立ち

被相続人である叔父のAは、2歳のときに実母(××戊)を亡くしました。Aの妹、D(幼児に死亡し戸籍上は届けられていません)の出産が原因で命を落としたようです。Aの実父、丁は、Aを育てることが出来ず、自分の姉の甲にAを預け、甲はAを養子にして引取り、我が子として育てたと言っています。私の母Bは、甲の長女で、兄のCと2人兄妹でしたが、Aが来てからは、3人兄妹弟となり4人家族になりました。C 18歳、B 13歳、A 2歳の時のことです。

被相続人Aは、父丁(43歳)、実母××戊(35歳)の子供ですから、Aは当時としては非常に遅い子供でした。ここでも、戊は××の姓のままであり戸籍に入っていませんでした。にもかかわらず××戊は、これもまた戸籍に記載のないAの妹のDとともに山田家(仮名)の高崎の墓に埋葬され、墓碑にその名が刻まれています。山田家は、実際の家族と戸籍を一致させることにあまり関心が無かったようです。家族関係が複雑なことが一因になっているのかもしれません。

甲は、今でいうシングルマザーですが、当

時の偏見は強く、女手ひとつで子育てをすることは容易ではなかったと思いますが、弟の子供まで引取るような情の深い人だったようです。まがりなりにも髪結いの仕事をしていたので、家族4人の生計を立てることができたのかもしれませんが。髪結いの商売は忙しく、甲は朝から晩まで働いていたので、食事以外の家事と子守はBの仕事でした。Aは自分の世話をしてくれる、年の離れた姉のBを母のように慕い、父親はいませんでした。兄Cを父のように思い、育っていきました。

そんなAが、甲の養子であるという自分の出生の事実を知ったのは、小学校3年生の時でした。Bは、Aを可愛そうに思い、近所のいじめっ子に「もらわれっ子」とからかわれる度に、箒を振り回していじめっ子を追い払ったと、よく話していました。

三 母Bによる生計の維持

AがBの家に来た時は、戦争が生活を一変させ、髪結いの仕事も次第に無くなり、貯えとわずかな配給で暮らすようになっていったと思います。終戦後は髪結いを廃業し、甲はどこからか食料を仕入れては売り歩いていたようですが、いくらにもなりません。

Bは、学校を卒業し髪結いの仕事をしたいと甲に話したそうですが、甲は反対して会社勤めとなりました。昭和23年16歳からBが縫製工場に勤め出し、Aを含めた甲家族の生計を支えていたそうです。

故Bは生前によく、給料日に甲が工場に来て給料袋ごと持って行ってしまわれて悲しかったと、貧しかった当時を振り返って涙していました。

四 AとX家との家族づきあい

私の母Bは、昭和34年28歳の時にEと結婚し、母は実家の葛飾区東立石を出て葛飾区四つ木のアパートに引っ越し、新居を構えました。Aが17歳のときです。

Aは、Bが結婚してからも、新居に顔を出しては、Eと話したり、Bの手料理をおいしそうに食べていました。自衛隊に入隊していた4年間以外は、実家のように仕事帰りに寄ったり、休みの日には、私や私の妹のFと遊んでくれ、とても可愛がってくれました。私達も叔父であるというよりも、兄のような気持ちでAちゃん、Aちゃんと呼んでいました。

私が小学生になった頃に、Aは車を買って、私たち家族を乗せて、5人でドライブや旅行に行ったものです。父もAも公務員でしたので、夏休みは伊豆や千葉にある葛飾区の保養所を取って旅行しました。とても楽しかったのを覚えています。伊豆修善寺の天城山や自転車公園、シャボテン公園、土肥温泉や金山、芦ノ湖遊覧、千葉県森戸海岸、九十九里浜、富津海岸、鋸山、マザー牧場、行川アイランドなどに5人で行きました。

Aは人見知りでしたが、私は子供ながらに、Aは、私の父Eに、心を許しているようにみえましたし、私とFはAを年の離れた兄のように慕っていました。きっと、AはBの家族を通して、自分の家族を見ていたのだと思います。Aは、この当時から亡くなるまでずっと、私達の住んでいる東四つ木の家のそばの駐車場を借りていました。同じ東四つ木の自分のマンションから、駐車場は少し距離があったので、車に乗る時は自転車で駐車場まで行って行きましたので、マンションの駐車場に借りかえたらどうかと勧めましたが、私たちが引っ越した後も最後まで借りかえることはありませんでした。今になって思えば、東四つ木のX家での家族の楽しかった思い出の場所に思い入れがあったのだと思います。

Aは、中学を卒業してすぐに、就職しました。村松金銀店、昭和ゴム、自衛隊と、転職しましたが、昭和44年、27歳のときに、葛飾区の〇〇局員になり、定年退職まで勤め

ました。昭和60年に青戸のアパートを引払い、私の実家から少し距離のある同じ東四つ木の立石〇ハウスマンションに移り住みました。このマンションに私達は、よく遊びに行きました。夏にはベランダから両国の花火を観て楽しんだものです。

Aは、真面目な性分だったのですが、競馬や宝くじを趣味にしていました。大賭けすることもなく、ほどほどに楽しんでいました。とてもおしゃれな一面も持っていて、中山競馬場の重賞レースのためのスーツをあつらえて、シルクの裏地には、昇り龍や、天を駆ける馬の刺繍をしていました。この頃には、独りでいる身軽さを楽しんでいるところもありました。

五 母Bの転居と病

平成2年4月に私の父Eが亡くなり、平成4年に私が結婚して東立石の家を出たので、実家は母Bと妹Fの2人暮らしになりました。平成6年にFも結婚して家を出たので、Bと私達は同居するために横浜市都筑区に移り住みました。

それでも高崎の墓参りの時と盆暮れには必ず、私たちはAと会っていましたが交流は絶えることはありませんでしたが、平成18年から23年に掛けては、私と義父の会社の経営が不振になって多忙になり、いままでのように頻繁に会う事が出来なくなっていました。

平成23年7月、Bに大腸がんが見つかりました。見つかった時にはすでに末期でした。手術をしてガンを摘出し、9月に退院してから亡くなる平成24年7月9日までは自宅で闘病生活をおくりました。その頃、私は転職した会社の務めで単身赴任で成田にいましたし、仕事が大変忙しく週末も帰れないほどでしたので、Bの看病は妻のGがしてくれていました。Aは住まいが遠くなってしまったこともありましたが、何度か見舞いに来て

くれました。平成23年の年末にBの見舞いに来てくれた時に会ったAは元気そうにしていました。

六 AとBの山田家の祖先へのこだわりとAの願い

Aは、幼い頃に実母を亡くし実父から甲に預けられました。Bは婚外子として生まれ育ち、2人は事情はちがいますが、家族の特別な境遇を共有し、支えあいながら生きてきたのだと思います。そんな2人は、自分たちのご先祖様のお墓へのこだわりをととても強く持っていました。

BとAは、甲が亡くなった時に先祖の石碑を作り、墓石を新しいものにしました、お彼岸や回忌は欠かしませんでした。Aの納骨の際、〇〇寺の住職は私達にAとBの信心深さを話してくれたほどでした。BもAも家族の宿命とも言うべきものを心の奥底にかかえていましたが、どこか前向きで、自分たちの代で悲しい宿命を断ち切り、私達子供が幸せになることを心から願い、そこに希望を見出し、ご先祖さまを大切にしている2人でした。普通の家族とはかなり形は違いますが、2人は自分たちなりに自分の家族を守り通したのではないかと思います。Aはいつも自分の死んだあとのことを心配し、私に会うたびに「X、頼むな」と繰り返し言われていたので、私がAを高崎の高台にある〇〇寺に眠らせることが出来たことに、私はAの願いをかなえてあげられたという安堵感に包まれています。これからもこのお墓は私が守り続けていきます。

七 甲と乙との間の子、故丙さんについて

甲が認知してもらった丙はHと結婚して、IさんとJさんを授かっています。BとAは、丙さんと親しくしていましたので交流がありました。丙さんは昭和56年に、Iさんは平成5年に亡くなり、Hさんは平成

20年頃に亡くなっていますが、BとAと私は3人の葬儀にそれぞれ参列して来ました。

Jさんをご健在で、Aの他界した話を平成26年8月に電話で伝えました。もちろんAとは連絡は取っていないのでご存知ではありませんでした。

JさんはAとは付き合いは全く無いので、Aが独り身なので誰も面倒をみる事が出来ないで私に今後の処理、墓守が大変ですね、と同情いただきました。Jさんのお父様丙さんの戸籍の写しもお手紙で頂きました。

その後、ご訪問しJさんのご趣旨も再確認させていただきましたが、Aのことについては自分には関係はありませんので宜しくお願ひしますとのことでした。

八 甲の弟の子、Kさんについて

甲の弟、故Lさん(明治42年生まれ、平成11年没)は87歳で亡くなりましたが、息子のKさんがご健在で(昭和12年生まれ現78歳)葛飾区白鳥に在住です。

Aの悲報を26年8月に電話でご連絡しましたときに、Aと唯一付き合いがある親戚のあなた(X)が、今後の面倒を見るしかない。私(K)は全くお付き合いが無いので、Aのことはあなたがやるしかありません。マンションを持っているみたいなのできちんと役所に届け出て相続しなさい、お役に立てることはお手伝いしますと言って頂きました。平成27年10月25日に再度お電話しましたが、同じことを言われ励まされました。Aの家族(丁、戊)のことは御存知ありませんでした。

九 警察からのA訃報の通知

平成26年5月28日 夕方私が会社で勤務している時間に葛飾警察から、私の自宅の固定電話に連絡がありました。

私の妻Gが電話を取ったところBさんですかと確認されたので、GはBが他界した

(平成24年7月9日死亡)ことと、自分が同居していたBの息子・Xの妻であることを伝えました。

警察からAとの血縁関係があるかと確認され、Gは叔父にあたと答えました。警察から、Aの甥に当たるBの息子Xから至急連絡が欲しいと言われ、折り返しの連絡先である電話番号を聞いた妻から連絡を受けた私が警察に電話を掛けました。

警察から折返し連絡で、Aが4月20日頃に死亡していたことを伝えられました。

警察によれば、Aの自宅マンションの隣人から異臭がすると通報があり、警察と管理人がベランダから窓ガラスを割って部屋に入るとすでに遺体となったAが発見されたということでした。私が何か事件に巻き込まれたのかと聞いたところ、Aの死亡検視を行った結果、事件性は全くなく病死であるとの事でした。警察は本人確認のため血縁者を探していて、管轄の交番に保管された住民調査書に、緊急連絡先として姉Bの名前と電話番号、住所があり連絡したとのことでした。まだ確認中であるが他にも血縁関係者はいるかと聞かれました。

私はその時警察に伝えたことは、Aは、妻子が無く独身でいたこと、肉親である父母と兄は20年以上前に他界し、私の母・BがAの姉で血縁関係にあったが昨年他界したことを伝えた。亡くなったAの兄・Cも生涯独身で妻子はいなかったため、相続人としての血縁関係があるのは私と私の妹でAの姪にあたるFの二人ではないかと思うと話しました。

甲が別の男性(乙)と内縁関係にありその間に出来た息子(丙)とその娘(J)がいること、甲の弟Lの息子Kがいることも伝えました。

本籍は葛飾区にあると思うが、もしかすると菩提寺のある群馬県高崎市にあるかも知れないと伝えました。

Aの本人確認のため後日、警察に来てもらいたいとのことでしたが、翌日、警察から電話があり、Aの診察券から掛かり付けの歯科医が判明し、入れ歯から本人確認が取れたと連絡がありました。

本人確認が取れたとの電話から数日して、警察から、戸籍を葛飾、高崎から取り寄せ、調査の結果私たちの他に近親者がいないことが分ったとの連絡がありました。その折、遺体を長い間警察に置いておけないという理由から、一番近い近親者である私XにAの遺体遺品を整理して欲しいので、警察に来ていただきたいと伝えられました。

十 A死後の私の対応

平成26年6月14日(土)午前9時30分に、横浜の私の自宅から首都高速道路を使って約一時間の距離にある葛飾警察に行き、Aの発見された時の現場写真を確認しました。変わり果てた姿になっていましたが明らかにAであることは分かりました。

その後、警察で紹介された葬儀社の人と葬儀の日取りを打ち合わせして、午後、Aの借りていた駐車場に行き、事情を説明して契約の解約をしました。車を動かそうとしたところ、バッテリーがあがり動かなくなっていたので、車検証と一緒にあった整備手帳から購入先のトヨタ販売店の人を呼んで移動と車検整備の依頼をしました。その折に、駐車場の管理人と販売店のひとからも、Aのままで優しかった人柄を聞くことができました。

平成26年6月21日(土)にトヨタ販売店の人立会いのもとに、車を移動して、駐車場の持ち主にご挨拶をして、さらに〇立石マンションの近隣の人達には、異臭のことや警察が入ったことについてお騒がせし、ご迷惑をお掛けしたことへのお詫びの挨拶に回りお土産をお渡ししました。

平成26年6月22日(日)午前10時に葛飾警察に行きAの遺体を引取る手続きを行

い、午後2時Aの葬儀を葛飾区四つ木斎場で行った。

平成26年6月28日(土)大学の恩師でもある法律事務所〇〇の〇〇弁護士にAの相続財産の遺産分割の仕方について相談に行きました。このときはまだ、Aが甲の養子として戸籍に入っていて、母Bの弟であり私が代襲相続人であることは毫も疑ってはいませんでした。

私は、単純に相続の相談に行ったつもりだったのですが、しかしその後、平成26年7月22日に〇〇弁護士の調べによりAが甲の養子になっていないことが判明したのです。

平成26年7月2日(水)に私は会社有休を取り各種手続きをしました。8時から12時まで東京都葛飾区役所で除籍手続きを行い、14時から16時まで神奈川県横浜市の横浜年金事務所で年金払い戻し手続きについて相談員に相談するが、年金は、相続人かどうかははっきりしない私には申請手続きが出来ないとのことでした。

平成26年7月12日(土)、13日(日)の両日10時から18時30分まで一日かけて朝から夕方までAの部屋の掃除を妹夫婦と私夫婦4人で行いました。Aの死後放置された部屋は異臭が立ち込め、作業は窓を開け放して行ったが親類だという思いが無ければ通常ではとうてい出来ない作業でした。その折に、トヨタ販売で車の車検と自賠責保健の費用を支払いました。

平成26年7月21日(月祝)に、朝6時から私と妻のG、妹Fとその夫と4人で祖母甲と、母Bの兄Cが眠る群馬県高崎市の〇〇寺にAを埋葬しました。帰宅したのは15時でした。

平成26年8月1日(金)会社午後半休にして、15時から18時まで時間を取って、葛飾区役所へAの除籍簿をとりに行きました。その時に、駐車場にあった廃棄自転車、その他の廃材の整理もしました。

平成26年8月13日(水)10時から15時までマンションの遺留品を整理するために立石のマンションで妻のGと部屋の整理をしました。

平成26年9月6日(土)10時から13時まで産廃業者を呼んで部屋の最終的掃除をしました。本人には貴重なものであったかもしれないが衣類や家具など貴い手が付かないものなど処分するための産業廃棄物の処理業者に見積りを依頼し、廃品の立会いを行いました。

その他にも、電気水道ガス関係の停止連絡、部屋のかたづけなどに何度もマンションを訪ねました。死臭がかなりきついものであったので、まわりの住民の方に迷惑になることが心配だったので休日の度に赴き、消臭剤や芳香剤を置く処置をしました。

十一 おわりに

私と被相続人Aとは、法律上の叔父甥の関係があるものと信じて交流をしてきました。Aの死後はじめてお互いの関係が遠縁ではありますが法律上の相続関係がないということを知るに至りました。Aも、私の母を姉と信じて暮らしてきましたので、甥である私が法律上の相続人であることを信じて疑わなかったようです。

Aは、生前常々私を承継者と考えており、私に財産を引き継がせ、お墓を守ることを希望していましたから、被相続人は私に財産を分与するとの意思を持っていたと思います。

私は、Aの死後法律上の相続関係があると信じていたときはもとより、それが事実上のものであることが判明した以後も、遺体の確認、葬儀の打ち合わせと実施ならびにその費用の支払い、年金の処理、物品の廃棄等の遺品整理、車の車検費用と自賠責費用の支払い、異臭漂う部屋の掃除、近隣へのお詫びなどをしてまいりました。これらはA死後の事実ですが、縁故がなければこのようなこと

は出来ないことだと思います。

以上のような事実をもとに私が被相続人 A の特別縁故者であるのご判断いただき、財産の分与をお認めいただきたいと存じます。」

この陳述書をもとに申立書では申立の理由として、

- (1) 被相続人は申立人を相続人であると信じていたこと、
- (2) 被相続人は申立人を家族として精神的なよりどころとしていたこと、
- (3) 被相続人は申立人に財産を承継させる意思があったこと、
- (4) 申立人は被相続人の死後、葬儀を執り行い、遺産の管理・処分、清掃等を行った事実のあること、

これらの事実をあげ、申立人 X が被相続人の特別縁故者にあるという申立をした。

(2) 菩提寺住職の陳述書

「陳述書

1. ○○寺住職経歴（略）
2. ○○寺に墓地に建立されている山田家の墓石については、○○年建立の記録があります。しかし、山田家と○○寺の縁はさらに遡り、最初の仏様をお迎えしたのは○○年の記録がございます。以後、菩提寺と檀家の良好なおつきあいを続けてまいりました。
3. A さんとは先代住職の時からのおつきあいでした。お墓参りには春のお彼岸、お盆、秋のお彼岸には必ずお越しいただいております。B さんと御一緒にお参りに来られ、お寺への心付も欠かさずお納め下さいました。また、毎年修行している当寺大施食会（先祖供養のおまつり）の際は、山田家のご先祖様の供養の為、A さんと B さんがそれぞれ塔婆供養を申込みされました。私が本山の修行を終えて○○寺に

帰って来てからも同じように供養をつとめられてまいりました。B さんが一緒に来られなくなってからはお一人でお参りに来られておりました。A さんは御自身が独り身であることを常々お話ししておられました。その際、自分にもしものことがあっても B の息子がいるから安心だともお話ししておられました。「来られるうちは必ず来ますよ。」と明るく仰っておりましたので、私も「体調の悪い時は電話下さいよ、私の方から A さんの家にお経をあげに行きますから」とお話ししました。

4. 平成 26 年春のお彼岸にお参りに来られた時、住職にお願いがあるとのことで、お話を伺いました。A さんがお話しされた内容は、①自分にもしものことがあった時には宜しく願います。②自分の供養は甥である B の息子 X がつとめてくれる約束になっている。③山田家の供養を引き継いでくれる甥に自分の残したものは引き継がせたい。④山田家の永代供養も甥に任せたい。以上の 4 点についてお話をいただきました。
5. A さんは甥である X を信頼し、お墓の継承と財産の相続を希望しておられました。また、A さんの御供養は今現在、X さんが施主となり継続しております。生前の A さんのご希望通り X さんが A さんの遺産を相続できますようお願いいたします。」

(3) 裁判所の認定した事実

- 申立人の主張する事実に対して、裁判所は、要約すれば事実関係を次のように認定した。
- (1) 被相続人 A は、叔母の甲に育てられ叔母の娘である申立人の母とは実の兄弟のように育った。
 - (2) 申立人家族と、被相続人とは親しく交流し、申立人家族が被相続人の住む葛飾から横浜へ転居した後も、従前のような頻繁な交流はなくなったが毎年の季節行事等の際には必ず顔

を合わせていた。

- (3) 生涯独身であった被相続人 A は、自分の死後のことを気にかけており、申立人 X にはしばしば死後のことを託す旨、また菩提寺の住職に対し、供養を引き継いでくれる申立人に対し自分が残したものを引き継がせたいと述べていた。
- (4) 申立人は、被相続人の葬儀を執り行い、遺骨を菩提寺に埋葬したほか、異臭の強い被相続人の自宅の清掃、遺品整理や近隣者への挨拶回りをしたり、各種届出や支払いをするなどした。
- (5) 申立人は、被相続人との関係を甥と叔父との関係であると思込んでいたが、相続開始後にかかる関係のないことを知った。
- (6) 被相続人には預金債権 5827 万 2313 円がある。

2 相続財産管理人の意見と申立代理人の反対意見

特別縁故者の手続では、家事事件手続法 205 条が相続財産管理人の意見を聴かなければならないとしている。これは相続財産管理人がその職務を執行する過程で、相続財産の全体を把握していること、また申立の事情を知りうる立場にあることによる。

本件では、相続財産管理人の意見と申立手続代理人の意見が異なっているので、その点も判断過程のあり方として見ておく必要がある。

(1) 相続財産管理人の意見（要旨）

(一) 被相続人は突然死であり、申立人が被相続人の療養看護ないしそれに準じるような行為等に努めた事実はない。被相続人と申立人とは良好な関係にあったが一般の親族関係を遥かに超えるような関係はない。

(二) 証明された事実関係から見ると、申立人に財産を分与することは被相続人の意思と合致する。

(三) 被相続人と申立人との間には通常の親族関係を遥かに超える密接な交流はないが、被

相続人には申立人に相続させる意思を有していたことは尊重されなければならない。したがって、申立人には密接な関係のなかったことを考慮して、相続財産の 10 分の 1 程度を分与することが相当である。

(2) 申立手続代理人の反対意見（全文）

「第 1 申立人代理人の意見

申立人に対して相続財産の全額を与えるのが相当である。

第 2 相続財産管理人によって認定された事実

(1) 被相続人は申立人の母 B を「姉」と認識しており、法律上の姉弟関係にあると信じていた。

(2) 申立人もまた被相続人が法律上も叔父であることを疑わず、被相続人の遺産処理に当たって初めて法律的には叔父甥の関係でないことを知った。それゆえ、被相続人の生前、また死後遺産処理に当たるまでは、申立人が子どものいない被相続人の相続人であることを疑わなかった。

(3) 被相続人の死は突然死であった。それゆえ療養看護の余地はなかった。

(4) 被相続人は、申立人を甥と認識しており、相続財産ならびに祭祀を申立人に相続させる意思があった。

第 3 相続財産管理人の判断について

(1) 相続財産管理人は、特別縁故者の判断基準を「生計を同じくしていた者、療養看護に努めた者に準ずる程度に被相続人との間に具体的かつ現実的な精神的・物質的に密接な交渉のあった者」としている。

(2) 上記基準にたいして、相続財産管理人は「通常の親族関係を遥かに超える」密接な交渉をさすとの解釈をし、そのような関係は被相続人と申立人との間にはなかったとする。

(3) 他方で、通常の親族関係を遥かに超える密接な交渉はないけれども、被相続人には申立人に相続させる意思があることを「一定程度尊重すべき」として、相続財産の 10

分の1相当額を分与すべきであるとする。

第4 相続財産管理人の判断に対する意見

1 判断基準について

- (1) 相続財産管理人は、特別縁故者の判断基準として民法第958条の3第1項にあげられた例示である「生計を同じくしていた者」「療養看護に努めた者」を第1順位の基準として同条「その他特別の縁故があった者」をそれに準ずる関係にある者でなければならないとして、被相続人の意思に対しては過小の評価しか与えておらず、分与すべき財産を10分の1が相当であるとして、被相続人の意思は従たる位置にしか置いていない。
- (2) 特別縁故者の制度趣旨は、戦前の臨時法制審議会で検討された際には「僅少の遺産を国庫に没入するよりもそれらの所縁に贈与した方が、故人の遺志にもかなひ其財産の効用も發揮されるであろう」（穂積重遠、注釈民法旧版（25）550頁）とされ、現行法制定の議論においても学説はこの制度を遺言法や遺贈ないしは死因贈与法を補充するものと理解していた（上記注釈民法551頁）。

特別縁故者制度のこのような趣旨からすれば、被相続人の意思を二義的なものと位置づけることは出来ない。

- (3) 特別縁故者は、被相続人の財産をその死を契機として承継させるという点では相続に準じる制度だということが出来る。相続との違いは親族関係を媒介として承継されるのではないという点である。相続の根拠はさまざまな議論があるとしても、親族関係と私的所有における意思の作用を根拠にする見解が一般的である。そのことから遺言相続主義が基礎づけられているし、法定相続主義はその意思を補充するものと理解される。

それゆえ実際の親族関係は欠落していても、当事者において親族関係があることを疑わず、なおかつ相続させる意思が被相続人にある場合に相続と同等の評価をなすことは相続制度の趣旨からも特別縁故者制度の趣旨からも容

認されるものである。

- (4) 死者の財産を承継する制度には、相続、特別縁故者等があるが、特別縁故者にあっては、以下の二つの事例では分けて考えるのが適切である。

ア 被相続人とは全くの他人でありながら縁故を主張する場合

イ 被相続人と相続の基礎となる親族関係があると信じかつ相続させる意思があるときに縁故を主張する場合

アの場合には、「生計を同じくしていた者」「療養看護に努めた者」との要件を厳格に充たす必要がある。

イの場合は、例外的な場合であり、相続の基礎である家族的共同性、相続共同体を想定できるのであるから、アの場合よりも相続の場合に近く相続と同等の評価をすることが制度趣旨にかなうといえる。

2 結論

本件は、被相続人も申立人も相続の基礎となる親族関係があると信じており、信じた点に過失もなく、相続が開始して初めて申立人は親族関係の不存在を知るに至った。つまり、客観的にはともかく当事者は法的な相続関係を認めていたという特殊性がある。

さらに、被相続人には、相続財産ならびに祭祀を申立人に相続させるとの明確な意思があった。遺言はないけれども、遺言を特別縁故者制度で補充するに十分な意思の確認は出来ている。

以上、相続の基礎となる親族関係があることを被相続人も申立人も信じて疑わなかったこと、また、被相続人には申立人に相続財産の相続ならびに祭祀の承継をさせる意思があった点を考慮するならば、本件では、相続財産の10分の1を分与するという評価には根拠がないので、相続に準じるものとして被相続人の全ての財産を申立人に分与することが相当である。」

3 裁判所の判断

相続財産管理人の意見と申立人相続代理人の反対意見を踏まえての裁判所の判断は次のようなものとなった。

「(1) 一件記録上、申立人が被相続人と生計を同じくしていたとか、被相続人の療養看護に努めたとの事実は認められない。また、Bと被相続人との間には密接な精神的、物質的交渉があったことがうかがえるが、申立人が出生してから被相続人が死亡するまでの期間における両者の関係についてみれば、親しい親族としての関係を越える関係にあったとまでは評価することができない。

しかしながら、一件記録によると、申立人のみならず被相続人も、Bを姉と、申立人を甥と思い込んでおり、かかる認識を前提として、自身の死後については申立人に託したいとの強い意思を有していたことが推認される。そうである以上、被相続人の相続財産の少なくとも一部を申立人に分与することが、被相続人の意思に沿うものといえることができる。以上を総合すると、申立人には、被相続人との間に特別の縁故があったものと認めることができる。

(2) しかしながら、上記のとおり、両者間の特別縁故性の主たる根拠は、被相続人の親族関係に関する誤った認識に基づく意思にとどまり、被相続人の生前における両者の精神的、物質的交渉の程度が、生計を同じくしていた者や療養看護に努めた者との関係に準ずる程度に至っていたとまでは認め難い。そうである以上、専ら被相続人の意思を根拠として被相続人の相続財産の全部を申立人に分与することは相当でないものといわざるを得ず、申立人が被相続人の死後に様々な事務を処理したことなどを特に考慮しても、申立人に対しては、その約4分の1である1500万円の限度でこれを分与するのが相当である。」

五 特別縁故者の認定における「被相続人の意思」と相当性

(1) 審判例の事実関係の特殊性は、①被相続人と申立人とが相互に相続関係があることを信じて疑わなかったこと、②被相続人には申立人に相続財産を承継させる明確な意思があったこと、③申立人は、生計を同じくしていないし、療養看護にも勤めていないこと、の三点にある。

(2) このような特徴を持つ事実関係に対して、裁判所は相続財産管理人と同様な判断の構造を示した。両者は、生計を同じくしている者、あるいは療養看護に努めた者という民法958条の3の規定にあてはまるかどうかを最優先の判断基準として用い、本件事実関係はこれに当てはまらないので、第一義的には特別縁故者性は希薄であると判断している。その上で申立人と被相続人との間には相互に相続関係にあったことの認識があり、また被相続人には申立人に対し相続財産を承継させる意思があったので少なくとも相続財産の一部を申立人に分与すること相当であるとしている。

すなわち、被相続人の意思は中心的な意味をもたず二義的に相当性の判断として考慮されるに過ぎないとしているのである。また、裁判所は、誤った認識に基づいて相続関係があるとの認識に至ったが故に相続財産を分与するとの意図が生まれたとしている。

(3) しかしながら、相続関係があるとの認識が財産分与の意識をもたらしたかどうかは不明であり、家族的親交の過去の事実からみれば相続関係がないとの認識があったとしても相続人のいない被相続人には申立人への分与の意思が存在しえたということもできる。

(4) それはともかく、被相続人と申立人との間に観念的な相続的共同性の意識があったことを過小評価することはできない。

(5) 加えて、被相続人にはその動機を問うまでもなく現実には申立人に相続財産を承継させるという明確な意思があったのであるから、

相続財産の分与を10分の1あるいは4分の1に裁量的に減少させる根拠はないと考えられる。

- (6) 文言を手がかりとして文言に沿って判断するのは実務家の職責であると言えなくもないが、制度趣旨の根本に立ち返って考えるならば「その他被相続人と特別な縁故のあった者」は、「生計を同じくしていた者」「被相続人の療養看護に努めた者」に従属して、これら例示規定からの類推で判断すべきものではない。
- (7) 立法過程の議論を振り返ってみれば、特別縁故者の規定は、遺贈の補充規定と理解されるのであるから、被相続人の意思を一義的に考慮し、「生計を同じくしていた者」「被相続人の療養看護に努めた者」はその例示であるとみるべきであろう。

このように考えるならば、特別縁故者の判断は、その事実関係から見れば被相続人が一般的に財産を分与したであろうかどうかを基準になされるべきであり、生計の同一性や療養看護との比較においてのみ判断されるべきものではない。

- (8) なお、立法過程においては、戦前の選定相続人制度の復活への危惧をもって相続的承継と考えることへの批判もあったが、相続人不存在の場合に、国庫に先立って被相続人の死を契機にどのように財産を分与させるかの問題としてみれば、権利性やその性質論を検討する必要はあるにしても、新たな相続人を作り上げるとの批判から相続との類似性を議論することを拒否する見解には合理性がないと考える。この観点からすれば、今回の改正における相続人以外の者への「寄与分」の分与も同様の問題として判断することができるであろう。